USPTO、標準化に関する早期審査・審理プログラムの試行を開始

2026年6月3日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、6月3日付の官報[1]で、中小企業等による標準化プロセスへの参画促進を目的とした早期審査・審理試行プログラム（Standards Participation and Representation Kudos: SPARK）を同日から開始する旨を公表した。

本試行プログラムについては、本年1月にその趣旨や概要が公表[2]されており、今般、具体的な申請要件や手続内容とともにその開始が公表された。

本試行プログラムは、標準化団体・組織の活動に技術的に貢献・参画する米国の中小企業等向けに、申請に基づき特許出願に関する早期審査[3]や特許審判部（PTAB）における早期審理を認めるものである（申請手数料は不要）。

官報によれば、申請要件や必要となる手続の内容は以下のとおりである。

- 対象となる出願または請求が、米国内に主要な住所・営業所[4]を有する小規模事業体（極小規模事業体を含む）または大学その他の高等教育機関を含む非営利団体[5]により、単独で行われたものである必要がある。
- 出願人または請求人が、米国規格協会（ANSI）認定団体をはじめ自発的な合意形成プロセスを有する標準化団体・組織の活動に、本プログラムが公表された本年1月13日以降に40時間以上にわたり貢献・参画[6]しており、申請書においてその対象となる技術標準を特定する必要がある。
- PCT国内移行出願などを除く通常の特許出願が対象であり、上述の活動と技術的な関連性を有するものである必要はないが、独立請求項が3つ以下、総請求項数が20以下、多項従属請求項（マルチクレーム）を含まない、といった請求項に関する要件を満たしている必要がある[7]。
- 同一の技術標準について本試行プログラムに基づく早期審査・審理申請は1件まで可能とされており、申請が最終的に受理されたか否かにかかわらず、同一の出願人または請求人により申請可能な件数は3件が上限とされる。

---

[1] Standards Participation and Representation Kudos (SPARK) Pilot Program
[2] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2026/20260114.pdf
[3] 早期審査対象として扱われるのは一次審査結果通知（FA）までで、それ以降は通常の出願として扱われる。
[4] 出願データシート（Application Data Sheet: ADS）により記録されている出願人住所。
[5] 37 C.F.R. §1.27(a)(3)
[6] 技術的な提案の作成・提出、作業部会や技術委員会への出席、技術標準の策定に向けた意見提出などの活動が含まれ得る。
[7] 早期審査・審理の申請が受理された後においても本要件の順守が必要であり、これに反する補正を行わないことについて申請時に同意する必要がある。

- 早期審査・審理の申請は、所定の様式により電子的に行う必要があり、早期審査については一次審査結果通知（FA）がなされるまでの間に行う必要がある。
- 本試行プログラムは、①2027 年 6 月 3 日、または②早期審査・審理の合計で 200 件の申請を受理した日、のいずれか早い日まで継続される。ただし、四半期ごとに受理可能な申請は合計 50 件までとされており、早期審理単独での受理可能上限数なども設定されている[8]。

本試行プログラムに基づく申請件数と受理件数は、USPTO ウェブサイトを通じて公表される。USPTO は、本試行プログラムに関する業務負荷や効果、ユーザーからのフィードバック等を踏まえ、裁量により試行期間を短縮することもあり得ると説明している。

（以上）

[8] USPTO は、本試行プログラムに基づく早期審理の申請は 50 件を上限に、早期審査の申請は審査部門（TC）あたり 50 件を上限として受理する予定であると説明している。